

茨城県総合計画審議会次第

平成21年12月15日(火)午後1時30分～3時30分
茨城県市町村会館 1階「講堂」

- 1 開 会
- 2 茨城県総合計画審議会委員の委嘱
- 3 知事あいさつ
- 4 茨城県総合計画審議会会長，副会長の選任
- 5 会長，副会長あいさつ
- 6 新しい県総合計画策定の諮問
- 7 議 事
 - (1) 部会の設置について
 - (2) 部会に属すべき委員の指名について
 - (3) 審議スケジュールについて
 - (4) 県民意見の聴取について
 - (5) 茨城県の現状と課題等について
- 8 その他
- 9 閉 会

【配付資料一覧】

○茨城県総合計画審議会 次第，席次表，委員名簿，条例

資料1

- 諮問書及び諮問理由（写し）
- 新県計画策定基本方針
- 総合計画審議会部会の設置について（案）
- 審議スケジュールについて（案）
- 県民意見の聴取について（案）

資料2

- 時代の潮流と茨城の特性
- 現行計画の中間評価結果の概要
- 県民選好度調査結果（速報版）

資料3

○現行計画の中間評価結果（重点戦略編，基本計画編，地域計画編）

参考資料

- 国土形成計画（全国計画）の概要
- 首都圏広域地方計画の概要

茨城県総合計画審議会委員名簿

任期：平成21年12月15日～平成23年12月14日

（50音順，敬称略）

氏 名	所 属 等
荒 木 寛	東京電力(株)茨城支店長
飯 泉 智 弥	茨城県青年ネットワーク協議会会長
石 田 東 生	筑波大学大学院システム情報工学研究科教授
板 本 洋 子	(財)日本青年館結婚相談所専門相談員
市野沢 弘	茨城県農業協同組合中央会会長
宇佐見 恵 子	水戸ユネスコ協会会長
内 田 俊 郎	茨城県市長会会長（鹿嶋市長）
大 越 福 枝	茨城県女子体育連盟会長
川 上 美智子	茨城キリスト教大学生生活科学部教授
川 又 諭	(株)日立ライフ顧問
神 戸 礼 子	茨城県交通安全母の会連合会会長
児 島 強	日本労働組合総連合会茨城県連合会会長
小 瀨 裕 正	(株)カスミ代表取締役社長
小 峯 秀 雄	茨城大学工学部都市システム工学科教授
坂 本 敬 子	(株)月の井酒造店代表取締役社長
作 山 裕 樹	東日本電信電話(株)茨城支店長
渋谷 敦 司	茨城大学人文学部社会科学科教授
澁 谷 勲	(株)常陽銀行会長
関 正 夫	茨城産業会議議長
曾 我 日出夫	茨城大学教育学部人間環境教育課程教授
土 屋 忠 巳	東日本旅客鉄道(株)水戸支社長
外 山 崇 行	茨城県商工会連合会会長
中 崎 妙 子	アーキテクチュアサービスナカザキ代表（一級建築士）
中 原 智 子	県西総合病院副院長
沼 尻 克 枝	NPO日本スポーツ振興協会事務局長
袴 塚 孝 雄	茨城県市議会議長会会長（水戸市議会議長）
蓮 見 孝	筑波大学大学院人間総合科学研究科教授
長谷川 智恵子	笠間日動美術館副館長
幡 谷 定 俊	(社)茨城県危険物安全協会連合会会長
速 水 智 子	プラネット・システム(有)代表取締役
原 中 勝 征	茨城県医師会会長
平 塚 修	茨城県森林組合連合会会長
平 沼 憲 一	平沼産業(株)代表取締役
深 谷 めぐみ	茨城県青年団体連盟会長
藤 井 保 彦	日本原子力研究開発機構量子ビーム応用研究部門 部門長
村 田 昌 子	(社)茨城県看護協会会長
谷 萩 八重子	茨城県消費者団体連絡会会長
山 崎 正 志	茨城県農業経営士協会会長
吉 岡 鞠 子	茨城県中小企業レディース中央会会長
淀 川 ゆ き	牛久市教育委員会教育長

○茨城県総合計画審議会条例

平成6年3月30日
茨城県条例第4号

茨城県総合計画審議会条例を公布する。

茨城県総合計画審議会条例

(設置)

第1条 県の総合計画について調査審議するため、茨城県総合計画審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 審議会は、知事の諮問に応じ、県の総合計画について調査審議し、その結果について、知事に答申するものとする。

2 審議会は、前項のほか、知事の諮問に応じ、国土総合開発法(昭和25年法律第205号)第7条の2の規定に基づく県の総合開発計画について調査審議し、その結果について、知事に答申するものとする。

3 審議会は、必要があると認めるときは、前2項に規定する県の総合計画等に関し、知事に建議することができる。

(組織)

第3条 審議会は、次の各号に掲げる者のうちから知事が委嘱する委員50人以内で組織する。

- (1) 県議会の議員
- (2) 市町村の長
- (3) 市町村の議会の議長
- (4) 学識経験を有する者

2 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第4条 審議会に、会長及び副会長各1人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選によって定める。

3 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 審議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集する。ただし、委員の委嘱後最初に開かれる会議並びに会長及び副会長がともに欠けたときの会議は、知事が招集する。

2 会長は、会議の議長となる。

3 会議は、委員の半数以上が出席しなければ、開くことができない。

4 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(部会)

第6条 審議会に、特定の事項の調査審議のため、必要に応じ、部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員は、会長が指名する。

3 部会に、専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

4 専門委員は、知事が委嘱する。

(委員以外の者からの意見の聴取)

第7条 審議会は、必要があると認めるときは、委員以外の者からその意見を聴くことができる。

(幹事)

第8条 審議会に、幹事若干人を置く。

2 幹事は、県の職員のうちから知事が任命する。

3 幹事は、審議会の調査審議する事項について、委員を補佐する。

(委任)

第9条 この条例の施行に関し必要な事項は、知事が別に定める。

付 則

1 この条例は、平成6年4月1日から施行する。

2 茨城県総合開発審議会条例(昭和25年茨城県条例第42号)は、廃止する。